



大切なひとの想い、
大切に受け継いでくださる。

毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」です。 **相談無料**

相続・遺言などのご相談は、**お近くの司法書士へ。**

日本司法書士会連合会

相談期間 平成23年2月1日(火)～28日(月)までの1ヶ月間

相談場所 滋賀県内の各司法書士事務所にて相談をお受けします。
事前に必ず、各司法書士事務所へ電話等にてご予約ください。(県内の司法書士名簿は、HPをご覧ください)

相談例 「登記名義人が先々代のままで放置されている」「パートナーに全財産を相続させたい」
「相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない」など

お問い合わせ 滋賀県司法書士会 ☎077-525-1093

滋賀県司法書士会

検索 